

災害復旧等事業 < 公共 >

【令和4年度補正予算額 52,071百万円】

< 対策のポイント >

令和4年8月の大雨等により被災した農林水産業施設・公共土木施設等を早期に復旧するための災害復旧等事業を実施します。

< 事業目標 >

被災した農林水産業施設・公共土木施設等の速やかな復旧整備

< 事業の内容 >

1. 災害復旧事業 44,380百万円

被災した農林水産業施設・公共土木施設等の復旧事業を実施します。

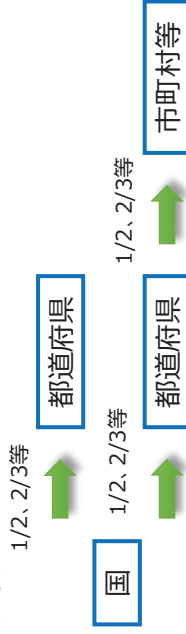
- 農業施設災害復旧事業 25,025百万円
- 山林施設災害復旧事業 16,773百万円
- 漁港施設災害復旧事業 2,582百万円

2. 災害関連事業 7,691百万円

再度災害防止のため、災害復旧事業と併せて隣接施設等の改築又は補強等を実施します。

- 農業施設災害関連事業 193百万円
- 山林施設災害関連事業 7,194百万円
- 漁港施設災害関連事業 304百万円

< 事業の流れ >



※ 事業の一部は、直轄で実施

< 事業イメージ >

農地・農業用施設の被害状況

農地の法面崩れ



ため池堤体の損傷



揚排水機場の被災



治山・林道施設、林地の被害状況

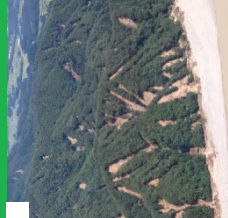
治山施設の損傷



林道施設の損傷



林地の崩壊



漁港施設・漁業用施設等の被害状況

岸壁の前傾



防波堤の損傷



海岸漂着流木



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課 (03-6744-2211)
 林野庁治山課 (03-3501-4756)
 水産庁防災漁村課 (03-3502-5638)

中山間地域等対策

<対策のポイント>

中山間地域等において、人口減少や農地の荒廃化等の諸問題に対応するため、農地の粗放的利用を含めた**農用地保全の取組、収益力向上・生活支援等の取組やデジタル技術の導入・定着、農家所得確保に向けた実践的な計画策定等**を推進します。

<政策目標>

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組む地区のうち、新たに事業目標を達成した地区数（350地区 [令和7年度まで]）

<事業の全体像>

中山間地域は、農家数、耕地面積、農業算出額は全国の約4割を占めるなど、我が国の食料生産を担うとともに、豊かな自然や景観を有し、多面的機能の発揮の面でも重要な役割を担っています。しかしながら、当該地域においては、人口減少、高齢化、農地の荒廃化といった諸問題も進行していることから、**農用地保全や農業を軸とした仕事づくりへの支援**を新たに加え、**所得確保**と合わせて中山間地域等の振興を図ります。

中山間地域等農用地保全総合対策

【14億円】

[農用地保全]

地域の実情に即した農用地保全のための多様な取組を総合的に支援
【事業期間】最大5年間
【交付率(上限)】定額（1,000万円/年等）、5.5/10等



実情に即した土地利用構想を実現

中山間地農業推進対策

【1億円】

[農業を軸とした仕事づくり]

地域の社会課題解決及び魅力向上のため、収益力向上、生活支援等の取組、デジタル技術の導入・定着に対して支援
【事業期間】最大3年間
【交付率(上限)】定額(1,000万円(年基準額)×事業年数)



社会課題解決や魅力向上を通じた地域活性化を実現

中山間地域所得確保対策

【185億円（優先枠を設けて実施）】

[所得確保]

地域の農業所得確保に向けた実践的な計画策定と実践を支援
【事業期間】1年間
【交付率(上限)】定額（500万円/地区）



事業実施十画に以下の関連事業を位置づけた地域は、優先的に採択・配分

- 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
- 産地生産基盤パワーアップ事業
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
- 鳥獣被害防止総合対策

地域の農業所得確保を実現

中山間地域等農用地保全総合対策

【令和4年度補正予算額 1,440百万円の内数】

＜対策のポイント＞

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

＜事業目標＞

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区 [令和8年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 中山間地域等農用地保全総合対策

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間】 最大5年間

【交付率(上限)】 定額（1,000万円/年、粗放的利用支援 1万円/10a、農用地保全等推進員 250万円/年）、5.5/10等

2. 最適土地利用推進サポート事業

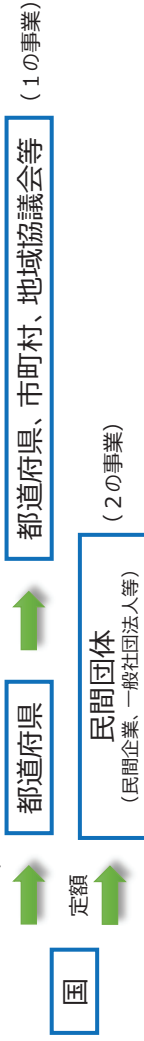
ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間】 1年間

【交付率】 定額

＜事業の流れ＞

定額、5.5/10等



＜事業イメージ＞

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

Step 1

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施

【地域ぐるみの話し合い】

【土地利用構想の概定】

Step 2

土地利用構想図を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施

【粗放的利用のための条件整備】

【農用地保全のための条件整備】

【粗放的利用のための条件整備】

【農用地保全のための条件整備】

【省力化機械の導入】

【計画的な植林】

【営農用ハウスの整備】

【鳥獣緩衝帯】

【営源作物の作付け】

【農用地保全に資する基盤整備】

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2665）